

大 会 宣 言

自動車や自転車は、私たちの暮らしの中で、欠かすことのできない便利な移動手段ですが、その一方で、交通ルールやマナー違反により発生する交通事故で、多くの人が傷つき、かけがえのない命が失われていることを忘れてはなりません。

悲惨な交通事故をなくすことは、私たち県民すべての願いです。一人ひとりが交通安全に対する意識を高めるとともに、具体的に行動していく必要があります。

そこで私たちは、生命の尊さと交通安全の大切さを改めて認識し、千葉県交通安全条例の基本理念のもと、県民総参加で交通事故を撲滅し、安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立するため、次に掲げる7つの行動を呼びかけます。

- 一． 県民一人ひとりが交通ルールを守り、正しいマナーを実践する。
- 一． 子どもや高齢者に対しては、思いやりの気持ちを持って安全運転を行うとともに、地域ぐるみで交通事故から守る。
- 一． 交差点では安全確認と歩行者保護を徹底し、道路横断中の交通事故を防止する。
- 一． 夕暮れ時や夜間・明け方は、車の前照灯^{ぜんじょうとう}や反射材を適切に使い、交通事故を防止する。
- 一． 自転車を利用するときは、「ちばサイクルルール」を守り、安全^{てつ}な運転に徹する。
- 一． すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用する。
- 一． 「その一杯 愛車も走る凶器に 早変わり」をスローガンに環境づくりを進め、飲酒運転を根絶する。

以上、ここに宣言いたします。

令和3年11月12日

第60回千葉県交通安全県民大会